

【沿革略記】

- 専売略規則 (明治四年四月七日太政官布告第一七五号専売略規則ヲ以テ公布)
- 専売略規則廃止 (明治五年三月二九日太政官布告第一〇五号専売略規則廃止ヲ以テ公布)
- 専売特許条例 (明治一八年四月一八日太政官布告第七号専売特許条例ヲ以テ公布、同年七月一日ヨリ施行)
- 改正 (明治二〇年四月一八日勅令第八号ヲ以テ同条例中改正)
- 特許条例 (明治二一年一月一八日勅令第八四号特許条例ヲ以テ公布、同二二年二月一日ヨリ施行)
- 特許法 (明治三二年三月一日法律第三六号特許法ヲ以テ公布、同年七月一日ヨリ施行)
- 特許法 (明治四二年四月二日法律第二三三号特許法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第二九三号ニ依リ同年一月一日ヨリ施行)
- 特許法 (大正一〇年四月三〇日法律第九六号特許法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第四五九号ニ依リ同一年一月一日ヨリ施行)
- 改正 (昭和四年四月二日法律第四七号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第二八九号ニ依リ同年一〇月一日ヨリ施行)
- 改正 (昭和一三年三月八日法律第三号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第五二二号ニ依リ同年八月一日ヨリ施行)
- 改正 (昭和一三年三月八日法律第五号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第四〇〇号ニ依リ同年六月六日ヨリ施行)
- 改正 (昭和二二年九月八日法律第一〇五号を以て同法中改正、即日施行)





(昭和二年一月二日法律第三二三号を以て同法中改正、同三年一月一日より施行)
(昭和三年七月十五日法律第一七二号を以て同法中改正、即日施行)
(昭和四年五月二十四日法律第一〇三号を以て同法中改正、同年五月二十五日から施行)
(昭和二年八月二十六日政令第三〇九号をもつて同法中改正、同年九月一日から施行)
(昭和二年三月六日法律第九号をもつて同法中改正、即日施行)
(昭和二年四月二十八日法律第一〇一号をもつて同法中改正、同年四月二十八日から施行)
(昭和四年四月一日法律第一一五号をもつて同法中改正、即日施行)
○特許法
(昭和四年四月一三日法律第一二一号特許法改正法律をもつて公布、同三五年四月一日から施行)

改正

(昭和三七年五月一六日法律第一四〇号をもつて同法中改正、同年一〇月一日より施行)
(昭和三七年九月一五日法律第一六一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
(昭和三九年七月四日法律第一四八号をもつて同法中改正、同四〇年一月一日から施行)
(昭和四〇年五月二四日法律第八一号をもつて同法中改正、同年八月二日から施行)
(昭和四一年六月三〇日法律第九八号をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)
(昭和四一年七月一日法律第一一一号をもつて、同法中改正、同年一二月三一日から施行)
(昭和四五年五月二二日法律第九一号をもつて同法中改正、同四六年一月一日から施行)
(昭和四六年四月六日法律第四二号をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)
(昭和四六年六月一日法律第九六号をもつて同法中改正、即日施行)
(昭和四八年四月一二日法律第一〇号をもつて同法中改正、即日施行)

(昭和五〇年六月二五日法律第四六号をもつて同法中改正、特許料及び手数料の改正規定は即日施行、パリ条約に関係した改正規定は同年一〇月一日から施行、その他は同五一年一月一日から施行)

(昭和五三年四月二四日法律第二七号をもつて同法中改正、手数料の改正規定は即日施行、特許料の改正規定は同年五月一日から施行)

(昭和五三年四月二六日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)

(昭和五六年五月一九日法律第四五号をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(昭和五七年八月二四日法律第八三号附則をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)

(昭和五八年一二月二日法律七八号をもつて同法中改正、同五九年七月一日から施行)

(昭和五九年五月一日法律第二三号をもつて同法中改正、同年八月一日から施行)

(昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)

(昭和六〇年五月二八日法律第四一号をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)

(昭和六二年五月二五日法律第二七号をもつて同法中改正、優先権証明書の提出期限、無効審判の除斥期間の廃止、手数料等の改正及び審判請求の取下時期に関係した改定規定は同年六月一日から施行、国際出願の翻訳文の提出期限に関係した改正規定は同年一二月八日から施行、その他は同六三年一月一日から施行)

(昭和六三年一二月一三日法律第九一〇号附則をもつて同法中改正、同六四年一月一日から施行)

(平成二年六月一三日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年一二月一日から施行)





(平成五年四月二三日法律第二六号をもつて同法中改正、手数料等の改正規定は同年七月一日から施行、その他は同六年一月一日から施行)

(平成五年十一月二日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行)

(平成六年十二月二四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行、特許異議の申立てに関係した改正規定は同八年一月一日から施行)

(平成七年五月二二日法律第九一〇号附則をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(平成八年六月二二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行、現金納付制度導入に関係した改正規定は同八年一〇月一日から施行)

(平成八年六月二六日法律第一一〇号をもつて同法中改正、代理権の証明等の改正規定は同一〇年四月一日から施行、その他は同一〇年一月一日から施行)

(平成一〇年五月六日法律第五一〇号をもつて同法中改正、特許料の引下げに関係した改正規定は同年六月一日から施行、国と国以外の者との共有に係る特許権等の特許料等の改正規定は同一一年四月一日から施行、その他は同一一年一月一日から施行)

(平成一一年五月二四日法律第四一〇号をもつて同法中改正、特許料の引下げ及び裁判所と特許庁との情報の交換に関係した改正規定は同年六月一日から施行、出願審査の請求期間の短縮等の改正規定は同一三年一〇月一日施行、その他は同一二年一月一日から施行)

(平成一一年五月二四日法律第四三三号をもつて同法中改正、同一三年四月一日から施行)

(平成一一年十二月八日法律第一五一号をもつて同法中改正、同一二年四月一日から施行)

(平成一一年十二月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行)



- (平成一一年一月二二日法律第二二〇号をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行)
- (平成一三年七月四日法律第九六号附則をもつて同法中改正、同一三年一月一日から施行)
- (平成一四年四月一七日法律第二四号をもつて同法中改正、発明の実施行為の改正、先行技術文献開示規定、国際特許出願の国内書面提出期間延長、国際特許出願の翻訳文提出期限延長については同年九月一日から施行、間接侵害に係した改正規定については同一五年一月一日から、その他については同一五年七月一日から施行)
- (平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号をもつて同法中改正、同一五年四月一日から施行)
- (平成一五年五月二三日法律第四七号をもつて同法中改正、特許料の引下げ等、特許出願の取下げ等あつた時に出願審査の請求の手数料の一部を返還する制度の導入、特許料等の減免措置の見直しに係した改正規定については同一六年四月一日から、その他の改正規定については、同一六年一月一日から施行)
- (平成一五年五月三〇日法律第六一一号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)
- (平成一五年七月一六日法律第一〇八号をもつて同法中改正、同一六年四月一日から施行)
- (平成一六年六月二日法律第七六号をもつて同法中改正、同一七年一月一日から施行)
- (平成一六年六月四日法律第七九号をもつて同法中改正、見込額への加算による特許料返還については同日から、指定機関制度の見直し及び独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大については、同年一〇月一日から、その他の改正規定については、同一七年四月一日から施行)
- (平成一六年六月九日法律第八四号附則をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)



- (平成一六年六月一八日法律第一二〇号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)
- (平成一六年二月一日法律第一四七号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)
- (平成一七年六月二九日法律第七五号をもつて同法中改正、同一七年二月一日から施行)
- (平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号をもつて同法中改正、同一九年一〇月一日から施行)
- (平成一八年六月七日法律第五五号をもつて同法中改正、罰則の見直しに係る改正規定は同一九年一月一日から、その他の改正規定は同一九年四月一日から施行)
- (平成一八年二月一五日法律第一〇九号をもつて同法中改正、同一九年九月三〇日から施行)
- (平成二〇年四月一八日法律第一六号をもつて同法中改正、特許料等の引下げに係る改正規定は平成二〇年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に係る改正規定は平成二二年一月一日から、その他の改正規定については平成二二年四月一日から施行)